

平成22年度事務事業実績及び前期4年間取組評価表

事務事業名	介護保険特別会計 要介護認定調査及び認定事業	会計	介護保険	事業No.	227	施策順No.	35-036
		事業種別	政策・その他	予算科目	1-3-1-10-1		
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり			課等名	介護高齢課		
施策	35 高齢者福祉の推進			事業期間	開始	12	終了

1 事業の目的

事業の目的は「対象」を「意図」した状態にすることです	対象	介護や支援を必要とする方						A十分達成した Bどちらかといえば達成した Cどちらかといえばできていない Dほとんど達成できていない
	誰、何に	具体的な数値で表すと(対象指標)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		要支援、要介護者延べ申請受付者数	6483	6483	6284	6665	6460	
	意図	介護や支援を必要とする方が、適切な介護予防、介護サービスを利用して安心して暮らすことができる。						
対象をどう変えるか	事業の成果を具体的な数値で表すと(成果指標)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度目標	22年度実績	23年度目標	目標達成度
	認定者数	5640	5589	5609	5740	5699	5740	B
22年度の目標達成度に対する振り返り【政策的事業のみ評価】	認定者数については目標数に達しなかったが、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合が大きく変化していないことから、介護サービスを希望された方については、概ね認定を受け、介護サービスを利用しているものと考えられる。							

2 手段(具体的な取り組み内容)

事業の制度(仕組み)説明	介護サービス等の利用を希望する方からの申請を受け、介護認定調査を実施。介護認定審査会において要支援状態か要介護状態かについて審査、判定が行われる。受けられる介護サービスの種類等は、要支援(1~2)か要介護(1~5)による。 【要介護状態区分が判定されるまでの流れ】 1 申請(介護サービス利用希望者は介護認定の申請をする) 2 認定調査(介護高齢課の認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状況について聞き取り調査を実施(全国一律に設定された基準による調査)) 3 医師の意見書依頼(主治医または飯田市指定医師の診断による意見書を作成) 4 介護認定審査会(保健、医療、福祉の専門家により組織される。認定調査結果及び医師の意見書を審査、介護を必要とする度合いが判定される。)		
	事業内容	名称	活動量・単位
22年度事業内容	1 介護認定申請の受付、受理 2 認定調査 3 医師の意見書依頼と受理 4 介護認定審査会へ書類一式送付(認定調査及び医師の診断書等) 5 介護認定結果の受理及び申請者へ判定結果を通知	介護保険認定申請数 認定調査数 1 新規申請 2 変更申請 3 更新申請	6,434件 1 1,517件 2 520件 3 4,397件
23年度実施計画	1 介護認定申請の受付、受理 2 認定調査 3 医師の意見書依頼と受理 4 介護認定審査会へ書類一式送付(認定調査及び医師の診断書等) 5 介護認定結果の受理及び申請者へ判定結果を通知	介護保険認定申請数 認定調査数 1 新規申請 2 変更申請 3 更新申請	6,310件 1 1,690件 2 550件 3 4,070件

3 事業コスト

事業費	特定財源	国庫支出金	22年度予算額	22年度決算額	23年度予算額	特定財源内訳、補足事項
		県支出金				
		起債				
		その他				
		一般財源	77,838	77,252	78,108	
		計(A)	77,838	77,252	78,108	
		正規職員所要時間		17,300		
		臨時職員等所要時間				
		人件費計(B)		61,865		
		トータルコスト A+B		139,117		

4 事業に対する市民や議会の意見

要介護認定について市民から意見が寄せられた。

5 行財政改革の取組内容【経常的事業のみ評価】

行財政改革の取組区分	【記載不要】	具体的な取組事項	【政策的事業のため記載不要】
21年度決算と比べての効果額(千円)	【記載不要】	効果額説明(算出根拠)、特殊要因	【政策的事業のため記載不要】

6 前期4年間の取組評価(総括)

上位の施策への結びつき	上位施策の目的	支援を必要とする高齢者等及びその世帯が、安心していきいき暮らせる。	施策の成果指標又はムツ指標	要介護要支援認定者の割合
この事務事業は施策の目的達成にどのよう に貢献しましたか	4年間の振り返り	65歳以上の第1号被保険者については、被保険者に占める要介護要支援認定者の割合は18.36～18.81%と大きな変化はみられない。このことから、日常生活を送るのに介護や支援を必要とする方は、概ね何らかの介護サービスを受けて生活されており、健やかに安心して生活することに繋がっていることが考えられる。		
	後期に向けた課題	適正な要介護認定等の申請受理、認定調査を経て、速やかに要介護認定、認定結果通知に繋げる努力の継続。		
この事務事業の成果を向上させるためにどのような工夫を してきましたか	4年間の振り返り	介護保険制度の周知や正しい理解の普及に努めてきたが、新規申請等をされる際に正しくご理解をいただくことが多い。		
	後期に向けた課題	介護保険制度の主旨を正しくご理解いただき、適正な申請をいただく。 認定調査員による認定調査の適正化の推進		
コストを削減するためにどのような工夫を してきましたか	4年間の振り返り	介護保険認定等の申請を希望される方に適正な申請をいただくため、介護保険制度の主旨をご理解いただくための努力をしてきたが、難しい面がある。		
	後期に向けた課題	介護保険認定申請を希望される方に適正な申請をいただくための取組み。		
受益者負担の程度、市が関与する程度は適切でしたか	4年間の振り返り	介護認定調査及び要介護認定については、受益者負担はない。		
	後期に向けた課題			
多様な主体の役割の発揮状況 ①その主体は誰で、どのような役割を果たしましたか。 ②その主体が役割を發揮するために、行政はどのような働きかけをしてきましたか、又は、配慮してきましたか	4年間の振り返り	認定調査は専門職である認定調査員が実施し、その後要介護認定が南信州広域連合が設置する認定審査会により行われている。認定調査については、昨年度から「認定調査の適正化」を目的に、認定調査員を対象にした研修を重ねている。		
	後期に向けた課題	要介護認定申請受理から認定調査、要介護及び認定結果通知が適正かつ速やかに実施されるよう、認定調査の適正化を進めるほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員、主治医、認定審査会事務局との連携をとり、協力を求めていく。		
全体を通じて	4年間の振り返り	日常生活において、要介護及び要支援を希望される方については、概ね要介護認定等の申請をされ、サービスに繋がっていると思われる。 要介護認定の申請受付から認定調査及び認定が適正かつ迅速に実施されるよう努めてきたが、介護高齢課だけでは解決できない課題もある。		
	後期に向けた課題	要介護認定の申請者をはじめ、関係機関の担当者等にも介護保険制度の主旨について充分な理解を得る中で、要介護認定申請から認定調査、認定審査及び認定結果通知が適正かつ速やかに実施されるよう努める。 担当職員及び地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の職員等を対象にした研修会等を開催し、関係者の全体的なレベルアップを図る。		

7 「対象」「意図」「結果」の関係の確認

事務事業を統合・分割する必要はありますか	ない	対象や意図を修正する必要はありますか	ない	成果指標や指標値を修正する必要はありますか	ない
----------------------	----	--------------------	----	-----------------------	----

8 総合評価・次年度の事業の方向性改善の計画

<input type="checkbox"/> 完了	<input type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 別事業に統合	<input type="checkbox"/> 休止廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 目的見直し	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------------